

街も人も慌ただしくなるこの時期は、警戒心も緩みがちになりますが、暖房に火を使う機会が増え、空気も乾燥していますので、いつも以上に火の取り扱いに気をつけなければいけません。4月に加古川市消防長に就任された君野正則さんに火災予防等についてお話を伺いました。

日々の心掛けが大切です

日頃の心掛けが火災を防ぎます

令和2年上半年期に管内で発生した火災件数は52件、そのうち建物火災は27件で、主な原因として、①ごみ焼き②たばこ③配線器具が上位を占めています。

「ごみ焼きやたばこが原因となる火災については、「火が付いている間は火のそばを離れない」、「確実に消火する」といった点を徹底すれば防げるものです。また、配線器具についても差込プラグ周辺の埃の掃除や、配線が傷んで

いないか大掃除の機会に合わせて点検するよう心掛けてください。

ところで、皆さんの住宅には、住宅用火災警報器が設置されていますか？きちんと点検していますか？警報器が作動して、火災の被害を最小限に抑えられた事例もありますので、必ず設置するとともに、定期的に作動確認を行ってください。

コロナ対策で新たな危険が!?改めて点検を!

新型コロナウイルスの飛沫防止対策として、間仕切りや飛沫防止用シートを設置された事業所も多いと思います。天井のスプリンクラーを塞いだり、煙の流れを遮断して火災の感知を妨げていませんか？今一度確認を行ってください。そして、火気の近くは避けて設置し、難燃・防災素材のものを使用を検討してください。

また、近頃では、労災事故による救急車の要請が増加しています。新型コロナウイルス対策の影響により、出社人数を減らしたり、違う業務の応援に行くなど、勤務形態が変化している事業所もあり、そうしたことも、多少は影響しているのではないかと考えています。工程等を改めて事業所内で確認し、安全第一で業務を進めるようお願いいたします。

知らぬは大損!?事前の相談を

建物には火災予防のため、消防法により様々な防火安全対策が定められています。最近、建物の増改築やテナントの変更による消防設備の不備といった法令違反が多く見受けられます。

消防査察で指摘され、初めて法令違反を知る方もおり、改めて設置するとなると工事の手間も費用負担も大きくなります。建物を改修する際は、事前に消防署へお問い合わせください。

「自分は大丈夫」と思わないで

加古川市消防本部では救命サポートステーション制度を推進しています。AEDを設置している事業所に賛同いただき、社員だけでなく一般の方も利用でき、一人でも多くの命を救えるまちづくりを目指しています。現在、公的施設・事業所あわせて255カ所に登録いただいています。引き続きご協力をお願いいたします。

火災・事故・急病・災害はいつ発生するかわからないものです。「自分は大丈夫」、「自分の事業所は大丈夫」と思わず、日頃から備品や機器などの点検と、避難や消火活動などの訓練を繰り返し実施し、肝心な時に「使えない」ことがないよう、大切な命を守るためしっかりと準備を整えておきましょう。



加古川市消防本部
消防長 君野 正則 さん